

令和8年9月市議会定例会一般質問通告全文

9月16日（水）

★通告順位	1－1	畑 政之
★件 名		特定利用空港に伴う牧之原市の取組及び方策について

今年の6月に国から県及び地元市町に対して、富士山静岡空港を特定利用空港に指定したい旨が打診されており、同年12月上旬頃までに受入の可否を回答するように求められている。

全国の特定利用空港の数は、今年4月の段階で24地点であり、近隣では愛知県の中部国際空港が該当している。このような背景を基に、市としての取り組み方や、その姿勢、メリットとデメリットを考えるべきである。

特定利用空港は、主に有事や災害などの際に、自衛隊・海上保安庁などが円滑に利用できるよう、平時から整備・運用面で調整される空港を指しており、自然災害を含む、迅速、且つ、多量の救援物資の輸送について有効であると感じている。

そこで以下の点について質問する。

1 富士山静岡空港を特定利用空港にすることの可否について

- (1) 国から富士山静岡空港を特定利用空港として追加したいとの説明を受けたと承知している。市として、この制度をどのように評価しているのか、市長自身の基本的な認識を伺う。
- (2) 特定利用空港となった場合、現在の富士山静岡空港と比較して、具体的に何が変わるのか。特に、自衛隊機や海上保安庁の利用について、現状との違いを伺う。

2 特定利用空港にすることによって得られる経済効果について

自衛隊・海上保安庁等の利用が増えれば、宿泊、飲食、交通、物流など地域経済への波及効果が期待できる。市としてどの程度の経済効果を見込んでいるのか。

3 自衛隊機の利用頻度や種類について国や県から説明はあったのか。併せて、特定利用空港化を牧之原市の「防災力向上」にどう結びつけるのか

- (1) 具体的な自衛隊機の利用について、想定される機種、利用頻度、訓練の有無、利用時間帯などについて、国や県から具体的な説明を受けているのか。
- (2) 富士山静岡空港の特定利用空港化は、単に自衛隊や海上保安庁が利用しやすくなるというだけの話ではなく、南海トラフ巨大地震など大規模災害に備える上で、牧之原市にとって重要な機会になると考える。この特定利用空港化を、牧之原市民の命を守るための防災力向上、そして将来の地域発展にどのようにつなげていくのか、市長の見解を伺う。

（質問方式：一問一答）

★通告順位	2 - 1	名波 和昌
★件 名		中長期的な財政見通しを踏まえた持続可能な財政運営について

人口減少や少子高齢化が進む中、地方自治体を取り巻く財政環境は、今後ますます厳しくなることが予想される。本市においても、人口減少に伴う税収への影響や社会保障関係経費の増加、公共施設等の維持更新、物価や人件費の上昇など、将来の財政運営に影響を与えるさまざまな要因がある。その一方で、これからの本市には、義務教育学校の整備をはじめ、大きな財政負担を伴う事業も予定されている。

今回公表された財政見通しでは、令和8年度末の市債残高は約195億円と見込まれている一方、令和9年度以降は増加に転じ、令和12年度には約304億円となる見通しが示されている。また、実質公債費比率についても、令和8年度の5.9%から令和12年度には7.5%へ上昇する見込みとされている。さらに、財源過不足については、令和9年度以降、4年連続して不足が見込まれており、その額は令和9年度6.77億円、令和10年度10.02億円、令和11年度9.50億円、令和12年度7.50億円、4年間の累計では約33.8億円の財源不足となっている。資料では、この不足について、今後の実施計画策定や予算編成の中で調整が必要とされている。

本年8月5日には、国において食料品の消費税率を令和9年4月から2年間、8%から1%に引き下げる基本方針が閣議決定された。現時点では制度として確定していないが、財政見通しの「見通しの考え方」における消費税に関する記載は「物価上昇を反映」とするのみであり、この税制改正そのものへの言及は見当たらない。この減税期間は、本市の財政見通しにおいて財源不足が最も深刻とされる令和9・10年度と重なるものであり、重く受け止める必要があると考える。

当市が自ら将来の財源不足と市債残高の増加を見通している今、「その不足に今後どのように対応していくのか」「限られた財源を、どのような原則と優先順位で配分していくのか」そして、「将来世代に過度な負担を残さないために、どのような財政運営を目指すのか」を明確にする必要がある。

そこで、以下3点について伺う。

1 中長期的な財政見通しと今後の財政課題に対する認識について

- (1) 今回示した中長期的な財政見通しを、今後の市政運営においてどのように評価し、認識しているのか。特に、令和9年度から令和12年度まで4年連続して財源不足が見込まれ、その累計額は約33.8億円となっている。この財源不足を、市として一時的な収支不足と捉えているのか、それとも今後の市政経営における重要な課題として認識しているのか。また、国において食料品の消費税率を令和9年4月から2年間、8%から1%に引き下げる基本方針が閣議決定され、地方減収が見込まれているが、現時点では制度として確定していない。財政見通しの「見通しの考え方」における消費税に関する記載は「物価上昇を反映」とするのみであり、この税制改正そのものへの言及は見当たらないが、その理由も伺う。
- (2) 令和9年度から令和12年度まで4年連続して財源不足が見込まれている要因について、市はどのように分析しているのか伺う。特に、投資的経費は令和10

年度に 101 億円とピークを迎える見通しであり、大規模事業の実施時期が財政負担にどのような影響を与えていると分析しているのか伺う。

- (3) 市債残高が令和 8 年度末見込みの約 195 億円から、令和 12 年度には約 304 億円まで増加する見通しについて、市は将来の財政負担をどのように評価しているのか伺う。

2 今後の財源不足への対応と事業見直しについて

令和 9 年度から令和 12 年度までの累計約 33.8 億円の財源不足に対し、現時点で、市としてどのような基本的な考え方、優先順位で対応していくのか伺う。歳入確保、既存事業の見直し、投資的事業の実施時期の調整、基金の活用、市債の活用などが考えられるが、今後どのような原則をもって財政調整を行っていくのか伺う。

3 持続可能な財政運営に向けた管理目標と今後の反映について

- (1) 市債残高、実質公債費比率、財政調整基金及び減債基金などについて、市として中長期的に意識すべき管理目標や目安を設定しているのか伺う。
- (2) 今後、大規模な投資的事業が続く中で、将来世代に過度な財政負担を残さないため、どのような考え方で市債の発行や基金の活用を行っていくのか伺う。
- (3) 今後の予算編成において、今回示された財源不足の見通しを踏まえ、事業の見直しや優先順位付けをどのような基準で行い、持続可能な財政運営につなげていくのか、基本的な考えを伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	3 - 1	篠崎 朗子
★件 名		今進める学校再編は、将来に責任を持てるのか

令和 5 年度時点の積算根拠による義務教育学校 2 校の概算事業費約 205 億 9,800 万円について、物価高騰後の事業費、補助金、起債及び市の最終一般財源負担を確認する。また、新設校の維持更新、スクールバスの普通交付税算定及び 11 年目以降の無償運行、閉校跡地の保有・管理・解体・処分を含む学校再編全体の費用について、算定及び公表の状況を問う。あわせて、事業費の目標額及び上限額、財政指標、児童生徒数及び必要教室数を踏まえた施設規模と開校時期を含む見直し基準並びに、必要な数字がそろった段階で工事契約前に再検証をするか否か、について、市長の考えを問う。

1 現在の建設費を、いつ明らかにするのか

- (1) 現在価格による概算事業費を算定しているか。算定済みの場合は金額及び算定条件を、未算定の場合は設計上の目標事業費とそれを議会へ示す期限を伺う。
- (2) 建設費が令和 5 年度試算を上回った場合、補助金も同じ割合で増加すると見込んでいるか。その制度上の根拠並びに、令和 5 年度試算から増加した建設費のうち、補助金の算定に反映されず市の追加負担となる額があるか。ある場合

はその見込額を伺う。未算定の場合は、最新の建築費に基づく補助金見込額及び市の追加負担額の算定期限を伺う。最新概算額、財源内訳及び将来負担を、建築工事等の予算案提出前に議会へ示すのか。また、市が継続または見直しを判断する前に、市民へ財源や将来負担を公表する考えがあるか。公表する場合は、項目や方法、時期を伺う。

2 市が将来負担する金額を、いつ明らかにするのか

- (1) 令和5年度試算を基準とした、起債の元利償還及び交付税算入後の最終一般財源負担を算定しているか。算定済みの場合は総額、返済期間、年間最大額及び最大年度を、未算定の場合は判断根拠及び算定期限を伺う。
- (2) スクールバスの10年間の費用試算において、普通交付税算定を何年間、どのような条件で見込んでいるのか。その根拠及び継続の保証の有無を伺う。また、11年目以降も、普通交付税措置の有無にかかわらず無償運行を継続する方針があるか、並びにその費用の試算状況を伺う。
- (3) 学校再編に係る支出済額、今後の見込額、財源、起債の返済、新設校の維持更新、スクールバスの運行予定及び閉校跡地の利活用を一つにまとめた資料の有無を伺う。存在しない場合は作成期限とその資料を毎年度公表する考えがあるかを伺う。

3 全体の見直し基準

- (1) 建築事業費の目標額及び上限額を設定しているか。設定していない場合は、年間一般財源負担、市債残高、実質公債費比率、経常収支比率及び基金残高を踏まえ、建築事業費がどのような金額または財政状況に至った場合に現在の計画を見直すのか、その判断基準及び設定期限を伺う。
- (2) 各閉校跡地について、売却、貸付け、解体及び継続保有を、市の差引負担で比較しているか。算定済みの場合は保有期間、管理・解体・処分費及び想定収入を、未算定の場合は算定期限と公表時期を伺う。
- (3) 建設費、最終一般財源負担、スクールバス、閉校跡地、児童生徒数及び必要教室数について、再検証を開始する金額または状態を定めているか。必要な数字がそろった後、工事契約等の前のどの段階で、施設規模、開校時期または再編方法の変更を含む再検証を行うのか。その検討組織及び議会への予算案等を提出する前に、行政内部で計画変更の可否を最終的に誰が判断するのか、市長に伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	4-1	絹村 智昭
★件名		竜巻災害復旧・復興支援、地域防災力について

令和7年9月5日に発生した台風15号による日本最大級の竜巻は、牧之原市細江区、静波区・坂部区の一部を襲い、住宅や事業所などに甚大な被害をもたらした。発災から1年経過した中、市は、被災地域の復旧・復興や市民の生活再建に取り組んで

いる。現在、ブルーシートが張られた建物は減少しているものの、解体・撤去が進んでいない家屋などもあり、復旧・復興は道半ばである。近年、全国各地で大規模な自然災害が相次いでいることから、今回の竜巻災害を一過性の出来事として捉えるのではなく、今後の防災・減災対策につなげるため、災害対応を検証し、その教訓を市全体で共有することが重要と考える。

今回の竜巻災害では、細江区において、近隣住民同士の声掛けや安否確認、助け合いなど、身近な地域のつながりによる「近助」が、被災者支援に大きな力となったと聞いている。「自助・共助・公助」に加え、災害発生時に、最も身近な隣人同士が助け合う「近助」は、災害時の初動対応において大きな役割を果たし、命を守り、地域の防災力を高める上で重要であると考えます。

また、災害発生後、全国各地から駆け付けてくれた災害ボランティアの力が大きな支えとなった。一方で、発災から1年経過した現在も、所有者不在などの事情により、建物や敷地内の片づけ、瓦礫・ごみの撤去などを、災害ボランティアが対応している事例がある。善意に感謝する一方で、行政が担うべき役割まで、ボランティアに依存することは、持続可能な支援とは言えない。市、社会福祉協議会、地域、ボランティアの役割を整理する必要があると考える。また、災害による住宅被害や生活環境の変化が、市外への転出や地域コミュニティの衰退につながることも懸念される。

そこで、今回の竜巻災害における復旧・復興、人口流出への対応、地域防災力の強化、災害ボランティアとの連携について以下のとおり質問する。

1 竜巻災害から1年、復旧・復興と人口流出について

- (1) 災害発生からこれまでの対応を振り返り、課題となった点は何か。
- (2) 被災地域において災害前後の人口や世帯数の変化を把握・分析しているか。
- (3) これまでの経験や課題を、今後の災害時における生活再建支援や人口流出策にどのように反映していくのか。

2 地域防災力について

- (1) 今回の竜巻災害では、近隣住民同士の助け合い「近助」の力が大きな役割を果たしたと考えるが、市は、どのように評価しているか。
- (2) 「自助・共助・公助」に加え、「近助」を市内各地区や自主防災組織と共有し、地域防災の中に位置付ける考えはあるか。
- (3) 今回の経験を踏まえ、地域住民同士が、日頃から顔の見える関係を築き、いざという時に、助け合える地域づくりをどのように進めていくのか。

3 災害ボランティアと行政・地域の役割について

- (1) 今回の竜巻災害における災害ボランティアの活動をどのように評価しているか。また、活動を通じてどのような課題があったか。
- (2) 被災者支援と関係しない建物内の片づけや環境美化まで災害ボランティアが担っているケースがあるとの声があったが、市は、どのような基準で災害ボランティアの活動を対象としているのか。

- (3) 災害ボランティアは、被災者の生活再建を支援する重要な存在である。市、社会福祉協議会、地域、ボランティアそれぞれの役割をどのように整理しているか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	5 - 1	松下 定弘
★件 名		ドナーミルクの利用拡大と支援体制の構築について

厚生労働省「人口動態統計」によれば、本市を含む全国で出生時体重が2,500グラム未満の「低出生体重児」が、約10人に1人の割合で生まれている。特に1,500グラム未満の極低出生体重児は、感染症や合併症のリスクが高く、医療的ケアと継続的な支援が不可欠である。

こうした新生児の健康を守るためには、出生直後から母乳を与えることが有効とされている。しかし、緊急の出産や母体の健康状態などにより、母親が母乳を提供できない場合がある。その際に、寄付された母乳を適切に検査・殺菌処理し、医療機関へ提供する「母乳バンク」によるドナーミルクの活用が始まっている。

しかし現状では、ドナーミルクの提供に係る費用が公的制度として位置付けられておらず、医療機関の負担となっているため、提供をためらう医療機関があると聞く。また、母乳を寄付するドナー登録においては、問診や血液検査などの実施に伴う医療機関の負担が課題となっており、県内で登録が可能な医療機関が限られている。国においても母乳バンクの制度化に向けた検討が進められているが、早産児や極低出生体重児の命を守るためには、必要とするすべての新生児にドナーミルクが届く体制整備が不可欠である。本市としても、医療機関への補助制度の創設やドナー登録機関の拡充など、積極的な支援が求められる。

ついては、県に対し以下の点について働きかけを行うべきと考えるが、本市の見解を伺う。

1 ドナーミルクの利用に伴う医療機関の費用負担軽減について

ドナーミルク利用に係る費用が医療機関の負担となっている現状を踏まえ、県に対し、母乳バンク利用に係る費用補助制度の創設を求めるべきと考えるが、本市の見解を伺う。

2 ドナー登録を行う医療機関の拡充に向けた支援について

ドナー登録が可能な医療機関は、県内では1施設と極めて少ない。これを改善するため問診・血液検査等の実施に伴う医療機関の負担軽減を図る体制整備への支援を県に求めるべきと考えるが、本市の見解を伺う。

3 早産児・極低出生体重児の命を守る環境づくりに向けた県との連携について

母乳バンクの制度化に関する国の検討状況を踏まえつつ、県と連携し、ドナーミルクの利用拡大に向けた登録者への支援体制充実を進めるべきと考えるが、本市の

見解を伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	6－1	出縄 耀戸
★件 名		牧之原市チャレンジビジネスコンテストの状況について

本市主催の「牧之原市チャレンジビジネスコンテスト」(略称:「まきチャレ」、以下「本イベント」という。)は、本年5回目の開催となる。本イベントの目的は地域産業と協業するビジネスプランを全世界のスタートアップから募り、地域の産業として育てることにあると認識している。年々規模が拡大し、本年は前年比62社増、過去最多となる230社(うち海外76社)のスタートアップから応募が集まったことにより、県内外からも注目されているところである。

現在、書類審査を通過した40社のセミファイナリストが選定されたところで、10月には本審査の上、表彰式と協業ミートアップが予定されている。本イベントについては、令和8年度予算に市として400万円の予算が計上されており、その成果も気になるところである。そこで、以下の3点について伺う。

1 まきチャレの目的と特徴について

スタートアップ振興は国策でもあり、各地でスタートアップイベントが開かれているが、世界からスタートアップが集まる本イベントは、高い評価を得ていると認識している。一方、スタートアップのビジネスイベントは一般市民には、その意義も含めて理解が難しい部分もある。そこで、本イベントの目的と特徴について、他市のイベントとの違いを中心にわかりやすい説明を求める。

2 まきチャレの実績について

- (1) まきチャレは2022年の初回開催から毎年開催されているが、協賛企業及び応募企業数が年々増加している。これまでの協賛企業数及び応募企業数の推移について説明を求めるとともに、成長の要因をどう分析されているか伺う。
- (2) 目的である市内産業との協業及び地域での新事業の創出について、その実績について伺う。
- (3) 一般会計予算における歳出に対して、上記の実績をどのように評価しているか。また本イベントについて、牧之原市のプレゼンスの向上などその他の効果を評価しているのであれば、併せて伺う。

3 まきチャレの今後の方針について

- (1) 昨年から静岡県と関東経済産業局が後援しているとともに、本年からは牧之原市商工会が企画運営を担うなど、関係団体が主体的に参加してきているが、本イベントは5年目を迎え、昨年以降「ジュニアまきチャレ」により高校生の参加も広がっている。市としては、来年以降も本イベントを継続し、さらに発展させる計画でいるのか、あるいは一定の時期に終了する計画でいるのか、方針を伺う。
- (2) 上記において、継続・発展を企図する場合、牧之原市の本イベントにおけ

る主催者としての運営の継続、規模拡大に伴う予算の増額の可能性について伺う。また、予算以上に規模及び成果を拡大する方策を検討しているか否か、検討しているのであればその内容について伺う。

- (3) 静岡県及び静岡銀行の主催でグランシップにて7月末に開催された TECH BEAT Shizuoka 2026における「自治体×スタートアップ」のテーマのトークセッションに、鈴木県知事と杉本市長が登壇し、主に「まきチャレ」が紹介された。20を超える市町の首長が参加し、「まきチャレ」に高い関心が寄せられたと聞いている。少子高齢化や防災など、各自治体の抱える課題は共通するところも多い。「まきチャレ」型のイベントをより広域の自治体との連携で拡大することで、地域共通の課題解決につながると思われるが、将来的にそのような方向性については考えているか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	6 - 2	出縄 耀戸
★件 名		小中学生に向けた教育内容の充実について

本市では、市内8校の小学校と2校の中学校を、榛原地区及び相良地区の2校の義務教育学校へと再編する計画が進められている。建設される学校のハード面については、説明会が開催されており、具体的な図面等によりイメージできる状況になっている。

また8月6日には、2030年4月に開校予定の榛原地区の義務教育学校の開校準備委員会が初めて開催された。委員長には静岡大学教育学部の島田桂吾准教授が選出され、各学校の校長や保護者など約35人が参加した。今後、開校準備委員会では3つの部会に分かれ、月1回程度の会合を重ね、学校名、校歌、児童・生徒の通学方法等を検討していくとのことである。

開校準備委員会では、遠距離となる児童・生徒についてスクールバスにより通学できるような配慮や、緊急時の避難誘導や犯罪対策など、防災及びセキュリティの対策などの検討が期待される。その一方で、学校再編の重要な目的の一つである「教育内容の充実」については、委員会の検討テーマとなっていないと思われる。学校再編による義務教育学校では9年間の一貫教育を通じて、日本一魅力ある、特徴ある充実した教育を提供することで、牧之原市で教育を受けたいと思う世帯の移住定住も促進したいという意気込みも感じられるところであるが、具体的な教育の中身は見てこない。そこで、以下について伺う。

1 現行の小中学校と義務教育学校の教育方針・教育内容の違いについて

義務教育学校における教育方針及び教育内容について、現在の小中学校の教育と比較して、どのように異なるのか。特に、移住定住に資する「魅力ある教育」について、どのような特徴を持たせようとしているか伺う。

2 専門教育の充実について

- (1) 今年より榛原中学校の水泳授業について、スポーツジムの「エースワン」への

委託が開始された。プールについては施設の維持コストを考えた場合、外部施設を利用することによるコスト削減の効果や、猛暑日の増加で外での水泳授業が困難となる中で、全天候型の室内プールで、安全で快適な授業が通年で提供できるメリットがある。しかし、それ以上に専門の水泳コーチによる教育内容の充実があると思われる。このような効果は、水泳授業に限られるものではなく、あらゆる教科に言えるものと考えられる。そこで外部の専門機関を利用することによる教育の充実のあり方について、どのように考えるか伺う。

- (2) 本年5月には市長及び市の職員と、神奈川県相模原市の LCA 国際小学校を視察した。当小学校では、英語を教えるだけでなく、算数や社会などの普通の教科を英語で教える「イマージョン教育」が特徴で、文科省認可の教科書の英語版を使い、ネイティブの教師が英語で教えていることから、道具としての英語が身につくと伺った。さらに日本の地理や歴史にも力を入れ、英語で日本を語れるグローバル人材が育つことで、広域から児童が集まる人気の高い小学校となっている。市長、教育長はじめ、大いに感銘を受けたと聞いた。また 50 年前よりイマージョン教育を取り入れたインドでは、国民の8割が英語を話せるようになっており、このような特徴ある教育を牧之原市が義務教育学校で率先して取り入れる考えはあるか。

(質問方式：一問一答)

9月17日(木)

★通告順位	7-1	持続可能な牧之原市の茶業と農業 GX の推進について
★件名		

世界的な抹茶需要の拡大や飲料原料茶の供給不足などを背景に、昨年秋以降、茶価は大幅に上昇している。長年、茶価低迷に苦しんできた茶農家にとって明るい状況である一方、需給構造の急激な変化によるところが大きく、現在の価格水準が今後も続くとは限らない。

また、茶価が上昇しても、農業者の高齢化や担い手不足、荒廃茶園の増加、生産設備の老朽化といった構造的な課題が解消されたわけではない。現在の好機を一時的な収益改善で終わらせず、生産基盤への再投資や茶園・経営の次世代への継承につなげる必要がある。

国においては、農林水産分野への GX 投資の拡大や、J-クレジットを活用した農業者の所得向上が掲げられている。本市においても、茶樹由来のバイオ炭の農地施用やカーボンクレジットの創出に取り組んでいるが、実証から事業化へ移行する中で、民間事業者の自走と農業者への適切な支援を両立させることが求められる。

茶価高騰という好機を生かし、価格変動に左右されにくい持続可能な茶業経営と農業 GX を実現する必要があると考え、以下について伺う。

1 茶価高騰を持続可能な茶業経営につなげる取組について

- (1) 本年の一番茶について、市は6月定例会の行政報告において、収量は例年より2割から3割増加し、平均単価は5割以上高い、30年ぶりの高値水準であった

と報告している。その後の二番茶を含めた市内の生産量、平均単価及び販売額をどのように把握しているか。また、現在の茶価の持続性をどのように見通しているか。

- (2) 市は今後の茶業振興について、「質の高い深蒸し茶の販売促進」「企業との契約栽培による安定需要の確保」「有機栽培による碾茶・抹茶の輸出」の3本柱を示している。それぞれの現在の取組状況、具体的な目標及び今後の工程は。
- (3) 抹茶需要の拡大を受け、煎茶から碾茶への転換が進む一方、今後、生産量の増加や海外需要の変化によって価格が下落する可能性もある。深蒸し茶、契約栽培、碾茶・抹茶の需要と採算性を見極めながら、価格変動に左右されにくい生産・販売体制をどのように構築していく考えか。

2 茶業の生産基盤と茶園を次世代へ継承する取組について

- (1) 茶価が上昇している今こそ、老朽化した茶業機械や製茶設備の更新、省力化・スマート農業技術の導入など、将来に向けた再投資を促す必要がある。市内茶農家の設備更新に対する需要をどのように把握し、国や県の制度を活用してどのように支援していく考えか。
- (2) 茶価が回復しても、農業者の高齢化や後継者不足という構造的な課題は解消されていない。今後、離農が見込まれる農家、引き継ぎ手のいない茶園及び製茶施設について、現状をどのように把握し、経営継承へつなげていく考えか。
- (3) 令和7年度の荒廃農地再生事業は3件、解消面積は9,213平方メートル、事業執行率は65.1%にとどまった。市は、県の補助枠不足と農業者の希望時期に事業スケジュールが合わなかったことを要因としているが、市内の荒廃農地及び荒廃茶園の面積をどのように把握し、現在の事業規模と仕組みで増加を抑制できると考えているか。

3 オーガニックまきのはら推進事業の成果検証と自走化について

- (1) 令和7年度決算では、バイオ炭製造に関する検討委託として500万円を支出し、33.5トンのバイオ炭を生成して約2万平方メートルの農地へ施用している。一方、令和8年度予算においても、事業費525万7,000円のうち500万円が業務委託料として計上されている。令和7年度の委託によって得られた成果と残された課題及び費用対効果をどのように検証しているか。また、その検証を踏まえ、令和8年度に改めて500万円の委託料を必要とする理由と、新たに得ようとする成果は何か。
- (2) 市は、バイオ炭の農地施用によって約60トンの二酸化炭素相当量のカーボンクレジットを創出したとしている。クレジットの認証及び販売はどの段階にあり、販売価格と事業収益をどのように見込んでいるか。また、バイオ炭の原料となる茶樹を提供した農業者や、農地へ施用した農業者に対し、その収益をどのように還元する考えか。
- (3) バイオ炭の製造方法やJ-クレジット創出の仕組みは、これまでの実証によって一定程度確立されたと考える。また、地域おこし協力隊は令和8年3月で任期

を終了し、レモン部会は令和9年度までの自走を目標としている。バイオ炭事業についても、毎年度500万円規模の業務委託を継続するのではなく、事業を担う民間事業者がカーボンクレジットの販売等による収益を確保し、自立的に運営する事業へ移行すべきである。一方、茶樹の提供やバイオ炭の施用などに取り組む農業者に対しては、負担軽減と参加促進のための行政支援が引き続き必要と考える。市は、公費による業務委託を縮小・終了する時期と条件を明確にし、民間事業者の自走と農業者への支援を両立する仕組みへ転換すべきと考えるが、見解は。

（質問方式：一問一答）

★通告順位	8－1	加藤 彰
★件 名		牧之原市の健康づくりと高齢者の社会参画について

厚生労働省では、急速に少子高齢化が進行する中で、世帯や家族は縮小し、未婚率は上昇していると見ている。さらに、社会経済状況の影響も相まって、地域における健康福祉ニーズはますます複雑かつ多様化していると分析している。

このような状況の中で、令和6年度に始まった健康日本21（第3次）では、基本的な方向として「社会環境の質の向上」を謳い、この中で健康に関心の薄い人に対するアプローチの1つとして、「自然に健康になれる環境づくり」という考え方を示している。

本市の「第4次健康増進計画」では、基本目標に「健康寿命の延伸」を掲げ、それを3つの基本方針から実現するよう定めている。付け加えると、令和2年度に開始した「第3次健康増進計画」では3つの重点目標のもと、7つの分野別取組ごとに目標値を設定し、個人や地域の健康課題への取組や、行政の取組が実施されてきた。

また、本年6月の議員全員協議会で示された第3次総合計画後期基本計画の重点戦略プロジェクトには、新たに「高齢者の活躍と健康づくりの促進」が加えられている。

そこで、これまでの本市における健康づくりの取組を振り返りつつ、住民の健康づくり政策はどう展開されるべきかなど、以下の点について伺う。

1 第3次牧之原市健康増進計画の評価結果について

令和5年度末に行った評価では、策定時の値と直近の値を比較し、全体87項目のうち58.6%の項目で目標達成又は改善傾向の結果が得られたとしている。そこで以下の項目について伺う。

- （1） 栄養・食生活の項目のうち「朝食を毎日食べる人の割合の増加」では、小学生・中学生は悪化している。この結果についてはどのように分析しているのか。
- （2） 運動・身体活動の項目のうち「運動習慣のある人の割合の増加」は、男女ともに悪化している。では、運動習慣があると回答した人は、何を「きっかけ」に運動をするようになったのか。その直接的な「きっかけ」についてはどのようなことが考えられるのか。
- （3） 休養・こころの項目のうち「睡眠による休養を十分とれていない人の割合の減少」は、男女ともに悪化している。健康と食に関するアンケート調査の設問においては、「休養を十分にとれていない」は、どう定義しているのか。

2 第4次牧之原市健康増進計画について

- (1) 基本方針「健康になれる環境づくり」に関しては、具体的にどんな環境を整えていこうとしているのか。
- (2) 基本施策「身体活動・運動」に位置付ける取組の方向性として、2つの重点項目が示されている。第3次の評価をみると、運動に関する目標値をほとんど達成できていなかった。そこで、第4次では、評価結果を踏まえて、どのような取組の推進に重点を置いているのか。
- (3) 基本施策「生活機能の維持・向上」では、「人との繋がりを持つ機会の推進」を重点項目の1つとしている。この重点項目の推進に関して、人とつながる機会、地域社会に参加する機会を誰がどのように整えていこうとしているのか。

3 高齢者の活躍と健康づくりの促進について

後期基本計画における戦略4は、大きく3つの取組によって構成されている。その取組の1つ、「高齢者の活躍と健康づくりの促進」では、地域課題の解決に取り組むアクティブシニアを増やすことを目標に掲げている。そこで、以下について伺う。

- (1) 令和4年版高齢社会白書を見ると、シニア世代の約半数は地域と関わりを持っていない、すなわち社会参加をしていない可能性が報告されている。では、高齢者の社会参加が進まない要因についてはどう捉えているか。
- (2) アクティブシニアを増やすことに関しては、直近の高齢社会対策大綱においても、目指すべき社会の優先課題の第一に挙げられている。では、高齢者の社会参加支援策として必要なことは何か。
- (3) 前述の議員全員協議会資料では、「3ビズのスキーム活用」について、効果が期待される施策（案）として戦略4に位置付けている。では、「高齢者の活躍と健康づくりの促進」に、月3万円ビジネスのスキームはどのように活用しうるのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	9－1	荻田 信行
★件 名		伝統行事を核とした交流人口・関係人口の創出と地域の担い手について

牧之原市には、地域の歴史や暮らしの中で長年にわたり受け継がれてきた伝統行事が数多く存在する。例えば、国指定重要無形民俗文化財である大江八幡宮の御船神事や蛭ヶ谷の田遊びをはじめ、服織田神社の御渡り、片浜のあげだいなど、地域に根付いた特色ある伝統行事は、本市の歴史や文化を象徴する貴重な地域資源である。

一方で、人口減少や少子高齢化、生活様式の変化などにより、これらの伝統行事を支える担い手の確保や次世代への継承が課題となっている。また、自治会などの地域コミュニティにおいても、地域活動を支える人材の減少が課題となっている。

こうした中、これらの伝統行事を単に保存・継承するだけではなく、地域固有の文化資源として市外・県外に発信し、交流人口の創出につなげることが重要と考える。

さらに、交流人口を一時的な来訪者にとどめず、伝統行事への参加や地域住民との交流を通じて、継続的に本市と関わる「関係人口」へと発展させ、その中から伝統行事や地域活動を支える新たな担い手を生み出していくことが、人口減少時代における地域コミュニティの維持・活性化につながるものとする。

そのためには、ふるさと納税をはじめ、企業版ふるさと納税、クラウドファンディング、企業や団体からの協賛、地域内外からの寄附など、さまざまな手法を活用して伝統行事の保存・継承や地域活動を支える資金を確保することが重要である。

また、こうした資金面での支援を一時的なものに終わらせるのではなく、寄附者や協賛企業、本市に関心を持つ人に対して、伝統行事の歴史・魅力・開催情報等を継続的に発信し、実際の来訪や参加につなげる仕組みを構築することも有効とする。

さらに、富士山静岡空港を有する本市の立地特性を生かし、空港を玄関口として、県外から伝統行事や地域文化に触れる人を呼び込み、交流人口から関係人口へ、さらに地域の担い手へとつなげていく取組ができるのではないかと考える。

そこで、伝統行事を核とした交流人口・関係人口の創出と地域の担い手確保、さらにはそのための持続的な財源確保について、市の考えを伺う。

1 伝統行事の継承と地域資源としての活用について

- (1) 人口減少や少子高齢化などにより、これらを支える担い手の確保や次世代への継承が課題となっていると考えるが、市は現在の伝統行事を取り巻く状況をどのように認識しているか。
- (2) 伝統行事を地域資源として捉え、交流人口の創出につなげていくことについて、市の考えを伺う。
- (3) 交流人口を増やすためには、まず伝統行事の魅力を市外・県外の方に知ってもらうことが重要である。現在の情報発信に加え、SNSや動画、ホームページなどを活用し、伝統行事の歴史や魅力、開催情報を継続的に発信していく考えはあるか。

2 伝統行事を活用した多様な資金確保と交流人口の創出について

- (1) 伝統行事を継承していくためには、人材だけでなく、衣装や道具の維持、会場整備、記録保存などに必要な財源の確保も重要である。その財源について、ふるさと納税に加え、企業版ふるさと納税、クラウドファンディング、企業・団体からの協賛、寄附など、多様な手法を組み合わせることで確保していくことについて、市の考えを伺う。
- (2) ふるさと納税やクラウドファンディングなどを活用する場合、単に資金を集めるだけではなく、その支援者に伝統行事の魅力や地域の情報を継続的に届けることで、実際に牧之原市を訪れてもらうきっかけにできると考える。支援者を交流人口につなげていく仕組みについて、市はどのように考えているか。
- (3) 伝統行事を目的として本市を訪れた人に、行事だけで帰っていただくのではなく、地域の人との交流や周辺の観光、地域活動への参加などを組み合わせることで、再び訪れたいと思っていただくことが重要である。交流人口を継続的な関

わりを持つ関係人口へ発展させる仕組みを構築していく考えはあるか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	10－1	木村 正利
★件 名		学校跡地利活用における旧片浜小学校の事業検証と今後の方針について

本市では第三次総合計画における政策7のうち、「施策2 施設や財産の適正管理と活用」と位置づけ、「学校再編計画」に基づく相良地域及び榛原地域への義務教育学校の設置に伴い、今後閉校となる学校の跡地について民間事業者との意見交換や現地視察などを行い、利活用の方向性や事業者公募に向けた条件整理を進めている。

一方、平成29年3月に閉校した旧片浜小学校は、学校跡地利活用の先行事例として、平成30年度から民間事業者による運営が行われている。市はこれまで、施設改修、修繕、維持管理、施設管理運営費負担金、土地賃貸料などの公費を継続して支出してきた。

今後、新たに9校の学校跡地の利活用を検討するにあたっては、旧片浜小学校に対するこれまでの市の総支出額と歳入、事業によって得られた成果及び残された課題を明らかにし、費用対効果を客観的に検証する必要がある。

また、学校跡地の利活用そのものを目的とするのではなく、民間活用、貸付、売却、地域利用、公共施設との複合化、除却等の選択肢を比較し、それぞれの地域や施設の実情、政策効果及び将来の財政負担を踏まえて判断することが重要である。

旧片浜小学校を先行事例として検証し、その効果を今後の学校跡地利活用にどのように反映していくのか、以下のことを伺う。

1 旧片浜小学校利活用事業の収支と事業評価について

- (1) 旧片浜小学校の公募及び利活用準備を開始した平成29年度から現在までに、市が当事業に対し支出した施設改修費、修繕費、施設管理委託料、施設管理運営費負担金、土地賃借料その他の関連経費について、年度別の支出額及び累計額を伺う。
- (2) 同期間における貸付料、施設使用料、事業者が負担した光熱水費、その他旧片浜小学校の利活用に伴って市が得た歳入について、年度別の金額及び累計額と、総支出額から歳入を差し引いた実質的な市の負担額は令和7年度時点でどの程度かを伺う。
- (3) これまでの支出、歳入及び事業実績を踏まえ、市は旧片浜小学校の利活用について、当初掲げた教育、人づくり、交流及び新たな事業の創出等の目的に対し、どのような成果があり、どのような課題が残っていると評価しているか。

2 旧片浜小学校利活用事業のKPIと費用対効果について

旧片浜小学校利活用事業の開始時及び第二期への事業継続の際に、年間利用者数、利用団体・事業者数、地域住民の利用状況、雇用創出数、新規事業の創出件数、交流人口、施設収入等、事業効果を市は客観的に評価するためのKPI（重要業績評価指数）

及び数値目標を設置していたか。KPI 及び数値目標を設定していた場合は、それぞれの目標値と年度別の実績値、達成状況を伺う。また、これまでに投入した公費と得られた成果との関係をどのように分析し、費用対効果をどのように評価しているか。明確な KPI や数値目標を設定していなかった場合は、市は何を基準として第一期の事業成果を評価し、第二期についても事業を継続することが妥当であると判断したのか。その評価方法、評価結果及び選定判断への反映について伺う。

3 今後の学校跡地利活用に対する基本方針について

- (1) 今後閉校となる 9 校の学校跡地について、旧片浜小学校を学校跡地利活用の先行事例として位置付け、その財政負担、事業効果、地域への波及効果及び課題を検証し、今後の利活用方針事業者公募の条件に反映する考えはあるか。
- (2) 今後の学校跡地について、民間事業者による利活用を前提とするのではなく、貸付、売却、地域利用、公共施設との複合化、現状維持、除却等も選択肢とし、施設ごとの維持管理費、改修費、将来負担及び政策効果を比較した上で、最も適切な方法を選択する考えはあるか。
- (3) 今後の学校跡地利活用においては、事業開始前に、施設ごとの活用目的、KPI、数値目標、市の財政負担の上限、評価時期及び評価方法を明確にするとともに、目標が達成されなかった場合の事業見直しや撤退の基準を設定すべきと考えるが、市の見解を伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	10－2	木村 正利
★件 名		地域おこし協力隊がより活躍できる環境づくりについて

総務省の地域おこし協力隊推進要綱では、都市地域等から生活の拠点を移した人材が、一定期間、地域協力活動に従事し地域の維持・強化を図るとともに、その地域への定住・定着につなげることを制度の目的としている。

本市においても、平成 27 年度から地域おこし協力隊制度を活用し、令和 7 年度からは、従来の会計年度任用型に加え、個人委託型及び企業等連携型を導入するなど、隊員の能力や活動分野に応じた柔軟な受け入れ態勢を整えている。

個人委託型の隊員はスポーツ活動や国際交流を通じて、本市の魅力発信や子どもたちの育成に大きく貢献している。

また企業等連携型の隊員についても、多文化共生、農業、観光地地域資源の活用など、それぞれの分野で活動が始まっている。

一方活動を始めて間もないこともあり、企業等連携型の隊員が、どのような目標を持ち地域や市民とどのように関わり、何を目指して活動しているのか、十分に伝わっていない面もある。これは隊員個人や企業だけの課題ではなく、市、受け入れ企業、地域住民が活動目的を共有し、隊員の活動を地域全体で支える仕組みを作ることが重要であると考えます。

隊員の活動を評価や管理のためだけに数値化するのではなく、活動の進展を確認し、必要な支援をつなげ市民の理解と応援の輪を広げるため、活動目標や成果の見える化

が必要であると考え、以下伺う。

1 地域おこし協力隊の活動状況と支援体制について

- (1) 現在活動している地域おこし協力隊について、それぞれの活動形態、受け入れ企業・団体、活動目的、活動期間及び主な取り組み内容は。
- (2) 企業等連携型の隊員について、市、受け入れ企業及び隊員がどのように役割を分担し、活動計画や地域課題を共有しているか。
- (3) 隊員が地域住民や地域団体とつながり、円滑に地域協力活動を進めるため、市はどのような相談、研修、情報提供及び関係者との調整を行っているか。

2 活動目標、成果及び公費の活用について

- (1) 企業等連携型の隊員について、それぞれどのような活動目標や成果指標、いわゆる KPI を設定しているか。またその進捗を市、受け入れ企業及び隊員の間でどのように確認しているか。
- (2) イベント等の開催回数や参加者数だけでなく、地域住民との関係づくり、新たな連携の創出、地域課題の改善など、数値だけでは表しにくい成果についても把握し、今後の活動支援に生かす考えはあるか。
- (3) 企業連携型の運営に関わる委託料、隊員の人件費、活動経費等について、国の財政措置と市の負担を含めた制度の概要は。また、これらの経費が、隊員の活動や受け入れ企業による支援にどのように活用されているか、市民にわかりやすく示す考えはあるか。

3 活動の見える化と今後の展開について

- (1) 一部隊員の活動と同様に、企業連携型を含む全隊員の活動内容、地域との関わり、今後の目標などを、市ホームページや広報紙、SNS 等を通じて、継続的に紹介する考えはあるか。
- (2) 隊員による合同活動報告会や市民との交流会を継続して開催し、SNS 等を通じて、継続的に紹介する考えは。
- (3) 任期終了後の市内定住、就業または受け入れ企業での継続雇用につなげるため、任期中から将来の活動や生活について相談できる伴走支援を充実させる考えはあるか。また企業連携型の隊員を本市の地域課題の解決と新たな担い手の確保につなげるため、今後どのように育てていくのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	11-1	中山 尚大
★件 名		現在の二庁舎体制の検証と、将来の庁舎機能のあり方について

現在、牧之原市役所は、榛原庁舎と相良庁舎の二庁舎体制で運営されている。両庁舎は、旧榛原町、旧相良町の庁舎を合併後も引き続き使用しているものであり、現在も各部署が二つの庁舎に分かれて配置されている。

牧之原市公共施設マネジメント基本計画では、両庁舎が耐用年数を迎える時期に合わせ、庁舎機能を一本化する方針が示されている。

相良庁舎は 1985 年、榛原庁舎は 1994 年に建築されている。同計画において公共施設の耐用年数を 60 年として試算されており、その数字をそのまま当てはめるのであればより新しい榛原庁舎がその時期を迎えるのは 2054 年となる。

仮に、それまで現在の二庁舎体制を維持するとすれば、今後も長期間にわたり二庁舎による行政運営を続けていくことになる。

しかし、現在の二庁舎体制には様々な課題があると考ええる。

行政運営の面では、二つの建物を維持することによる維持管理費、光熱水費、修繕費などに加え、職員や書類等の庁舎間移動による時間的・経済的コストが発生していると考えられる。

市民の利便性という面でも、目的とする手続きがどちらの庁舎で行われているのかわかりにくい、複数の部署に関係する手続きでは庁舎間の移動が必要になる場合があるなど、二庁舎であることによる不便が生じていると散見される。

また、行政組織としての効率性についても検討する必要がある。庁舎が一つであれば、部署間の情報共有や意思疎通、職員間の連携をより迅速に行える可能性がある一方、現在は組織が物理的に二つの庁舎に分かれている。こちらにより、潜在的に持っている行政能力が目減りしてしまっているのではないかと想像できる。こうした状況が庁内連携や行政運営の効率性にどの程度影響を与えているのかについても検証は重要であると認識している。

さらに、牧之原市が誕生してから 20 年以上が経過した現在も、旧二町の庁舎をそれぞれ行政の拠点として使用し続けていることについては、行政運営上の効率性だけでなく、住民感情に触れるものである。

私は、二つの庁舎が旧町単位で現在も存在し続けていることが、相良地域と榛原地域の間に残る心理的な隔たりを象徴するものの一つとなっている可能性もあると考えている。

また、将来の庁舎一本化を検討するだけではなく、統合を待つまでの間に現在の二庁舎をどのように効率的に運営していくのかについても明確な方針が必要である。

例えば、現在二つの庁舎に分散している部署について、庁舎ごとの機能を整理した上で再配置を行うことや、DX をさらに進めることで庁舎間の移動や事務負担を減らすことなど、二庁舎体制を維持する中でも改善できる余地はあると考える。

それだけでなく、榛原庁舎の旧議場など合併後に利用頻度が大きく低下したスペースについても、そのまま維持するのではなく、現在の行政需要に合わせた有効活用を検討することが合理的である。

牧之原市では人口減少が進んでおり、今後、限られた財源と人員の中で、これまで以上に効率的な行政運営を行っていくことが求められる。

そのような中、コスト、市民の利便性、行政運営の効率性、さらには市としての一体感という様々な観点から、現在の二庁舎体制を改めて検証する必要がある重要な問題であると認識している。

そして、現在の計画にある両庁舎の耐用年数を待つのではなく、どのような条件

が整ったときに庁舎一本化の検討を本格化するののかという基準や筋道を、再度検討していくことが必要ではないかと考えている。

以上の認識を踏まえ、二庁舎体制の現状と今後について、以下質問する。

1 二庁舎体制の現状の評価

- (1) 現在の二庁舎体制によって生じている維持管理費、職員の庁舎間移動に伴うコスト、庁内の事務効率、市民の利便性などについて、これまで総合的な検証を行ったことはあるか。また、その結果をどのように評価しているか。
- (2) 現在の二庁舎体制を維持することについて、市はどのようなメリット及びデメリットがあると認識しているか。

2 現在の二庁舎体制への取り組み

- (1) 将来的に庁舎を一本化する方針が示されている中、現在の両庁舎に対する設備投資や改修について、残存使用期間や費用対効果を含め、どのような考え方に基づいて判断しているか。
- (2) 将来の庁舎一本化も見据え、現在二つの庁舎に分かれて配置されている部署や機能について、行政効率や市民の利便性の観点から再配置や一本化を検討する考えはあるか。
- (3) 榛原庁舎の旧議場をはじめ、合併後に利用頻度が大きく低下しているスペースについて、現在の行政需要に合わせた用途への転換など、有効活用を進める考えはあるか。

3 庁舎の統合について

- (1) 将来の庁舎一本化について、いつ頃から、どのような庁内体制で具体的な検討を開始し、最終的に誰が、どのような基準に基づいて判断することを想定しているか。
- (2) 牧之原市公共施設マネジメント基本計画に示されている「両庁舎が耐用年数を迎える時期に合わせて一本化する」という方針について、この「耐用年数を迎える時期」とは具体的にどの時点を想定しているのか。また、これは一本化を実施する時期なのか、それとも具体的な検討を開始する時期なのか。
- (3) 庁舎の一本化を判断するに当たり、現在示されている建物の耐用年数だけではなく、両庁舎の維持管理費や大規模改修の必要性、人口規模、職員数、市民の利便性、財政状況などを鑑みて総合的に判断するための基準を新しく設ける考えはあるか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	12-1	石山 和生
★件 名		相良中学校のサポート詐欺被害を踏まえた公金等の安全管理について

令和8年5月29日、相良中学校においてサポート詐欺被害が発生し、保護者から預

かった学校諸会費の口座から、送金手数料を含む 1,000 万 235 円の被害が生じた。

その後、全国市長会市民総合賠償保険の適用が認められ、被害額全額と対応に要した費用が保険で補償された。市から相良中学校への損害賠償も完了し、被害を受けた生徒・保護者に新たな金銭的負担を生じさせることなく、金銭面での対応が完了したことに、まず安堵している。

一方、同様の事案が発生した場合に、必ず保険が適用されるとは限らない。保険で補償されなければ、保護者への影響だけでなく、市の一般財源による対応が必要となり、市民全体の負担につながる可能性もある。

市及び教育委員会が、職員へのセキュリティ研修、インターネットバンキングに単独でログインできないようにするなどの管理方法の見直し、振込限度額の設定、国際電話回線の遮断などの再発防止策を進めていることは認識している。

本事案の経緯を踏まえると、詐欺への注意喚起に加え、仮にネットバンキングにログインした端末が悪用された場合でも、一人の操作だけでは送金が成立しない仕組みが重要になると考える。また、同様のリスクは学校諸会費の口座に限らず、市及び教育委員会が管理する公金、預かり金その他の資金の支払いにも生じる可能性がある。

詐欺の手口が巧妙化する中では、誰もが被害に遭う可能性がある。

本質問は、被害に遭った職員個人に責任を負わせるのではなく、職員自身を組織と仕組みによって守るとともに、保護者から預かった大切なお金と市の財政を守るため、現在の再発防止策と資金管理の状況を確認するものである。

そこで、以下の点について伺う。

1 再発防止策と資金管理について

- (1) 本事案を職員個人の問題ではなく、組織及び仕組みの課題として、どのように検証したか。
- (2) 今回の詐欺被害を受け、ネットバンキングの管理方法をどのように見直したか。また、送金は複数人の承認がなければ成立しない仕組みとなっているか。
- (3) 市及び教育委員会が管理する公金、預かり金等について、口座、利用者、承認者、振込限度額及び送金手続を、人事異動時を含め継続的に確認する仕組みはあるか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	12-2	石山 和生
★件 名		開庁時間短縮に伴うコンビニ交付の対象拡大について

本市は、行政手続のオンライン化やマイナンバーカードを活用したコンビニでの証明書交付の普及を進め、休日や夜間を問わず、いつでもどこでも手続ができる環境の整備に努めてきた。市が示した「開庁時間の短縮について」の資料では、こうした取組に伴い、窓口への来庁者が少ない時間帯を見直し、開庁時間を午前 9 時から午後 4 時までに変更するとしている。

窓口利用者が少ない時間を職員の業務改善や企画立案に充て、行政サービスの向上

につなげるという考え方は理解できる。また、開庁時間の短縮そのものに反対するものではない。

一方、オンライン申請やコンビニ交付の普及を理由の一つとして開庁時間を短縮するのであれば、市民が窓口へ行かなくても利用できる手続を、これまで以上に充実させる必要がある。

現在、本市のコンビニ交付で取得できるものは、住民票の写し、印鑑登録証明書及び所得・課税（非課税）関係証明書の3項目である。一方、添付資料のとおり、磐田市及び北九州市では、比較した9項目のうち8項目に対応している。また、近隣の吉田町でも、現在戸籍の全部事項・個人事項証明書、戸籍の附票、市外在住者への本籍地交付に対応している。

開庁時間を短縮する以上、コンビニ交付についても現在の3項目にとどまらず、他自治体で既に実施されているサービスを参考に、同等以上の水準を目指して対象を拡大することが、市民の利便性を維持・向上するために必要であると考え、以下質問する。

1 開庁時間短縮に伴うコンビニ交付の対象拡大について

- (1) 開庁時間の短縮と併せ、コンビニ交付を代替手段として充実させる必要があると考えるが、市の認識を伺う。
- (2) 比較した9項目のうち、本市が3項目、磐田市及び北九州市が8項目に対応している現状を、どのように認識しているか。
- (3) 添付資料に示した本市未対応の6項目について、導入の可否、費用、課題及び時期を調査し、対象を拡大する考えはないか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	12- 3	石山 和生
★件 名		起郷家教育に英語を掛け合わせた「牧之原グローバル教育」の推進について

人口減少や少子化が進む中、子育て世代から選ばれるまちとなるためには、その地域ならではの特色ある教育を明確に掲げ、市内外へ発信することが重要である。

茨城県境町は、英語教育を政策的に導入し、「英語移住」という言葉を用いて移住・定住施策と結び付けている。多額の財源を必要とする事業をそのまま再現することは現実的ではないが、明確な方針の下で取組を結び付け、町の特色として育てる考え方は参考になる。

本市には、市独自のキャリア教育である起郷家教育という、独自性のある教育の土台がある。また、小学校1年生からの英語活動、ALT との英会話に使う起郷家スタンプ帳、イングリッシュキャンプ、ハワイとの交流など、英語や国際交流の取組も既に行われている。

さらに、市内の榛原高校には、地域探究、地域交流、台湾とのオンライン交流などに取り組むグローバル部がある。市教育委員会との協働事業では、小学生のイングリッシュキャンプを支援した実績もあり、小中学校、高校及び地域が連携できる土台

が市内にある。

本市には外国につながるのある市民も多く、異なる言語や文化を持つ人々と実際に関わることのできる環境が身近にある。教育に特化した生成 AI も既に導入されており、大規模な追加投資だけを前提とせず、英語を使う機会を増やすことも考えられる。

これらを、起郷家教育を土台とした「牧之原グローバル教育」として結び、本市の教育の特色として発信することが重要ではないかと考え、以下質問する。

1 「牧之原グローバル教育」の推進について

- (1) 本市の英語教育、国際交流及び多文化共生の取組について、成果と課題をどのように認識しているか。
- (2) 起郷家教育を土台に、英語、地域発信、多文化共生及び国際交流を結ぶ「牧之原グローバル教育」を、本市の教育の特色として掲げる考えはないか。
- (3) 生成 AI や ALT、榛原高校グローバル部など、既存の人材や取組を生かし、子どもが日常的に英語を使う機会を増やす考えはないか。

2 今後開校予定の義務教育学校における教育課程への位置付けについて

今後開校予定の義務教育学校で、「小中一貫教科」等の制度も活用し、「牧之原グローバル教育」を教育課程に位置付けることを検討する考えはないか。

(質問方式：一問一答)